

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第1期実施方策(以下「第1期実施方策」という。)に基づき、新たに設置される高校(以下「新校」という。)の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、埼玉県教育局職員及び第1期実施方策に掲げる対象校の教職員の中から教育長が任命する。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和3年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和元年12月17日から施行する。

別表第 1

	委員会名	職 務
1	児玉新校基本計画検討委員会	児玉新校に係る基本計画について検討すること。
2	飯能新校基本計画検討委員会	飯能新校に係る基本計画について検討すること。

別表第 2

	委員会名	委員長	副委員長
1	児玉新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力 ある高校づくり課副課長	児玉白楊高等学 校教頭 児玉高等学校教 頭
2	飯能新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力 ある高校づくり課副課長	飯能高等学校教 頭 飯能南高等学校 教頭